

## 第4回 武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会

日時：平成23年2月18日（金）

場所：武蔵野市役所 601 会議室

### 開会

委員長：第4回武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会を開会する。議事に入る前に、事務局から報告をお願いする。

事務局：本日は、安部委員、井端委員、榎本委員、前田委員、高橋委員からご欠席とのご連絡をいただいている。報告事項は以上である。

委員長：本日の委員会は、18時15分ぐらいをめどに終了したいと考えている。ご協力をお願いします。

本日の会議の傍聴を希望される方が2名いる。傍聴を認める。

委員長：本日の委員会の進め方について、事務局から説明をお願いする。

事務局：第4回の委員会の次第をご覧いただきたい。「市民意見」「基本構想（答申案）」については、一括して説明し、またご意見をいただきたい。その後、「進捗管理の方法」ということで、これは、前回こういった形で進捗そのものを見ていくのかというご質問があったため、改めてこの辺も説明させていただきたい。最後に「今後の予定」をご説明させていただく。

委員長：本日は、パブリックコメント等を経て取りまとめられた基本構想の答申案について、今一度ご覧いただきご意見をいただきたい。前回もパブリックコメントを行うにあたって、いろいろなご意見をいただいております、この場で大きく変更しなければいけないことはないと思うが、それでもやはり答申するにあたり変えるべきところは幾つかあるかもしれない。その辺のご意見をいただきたい。

### 1 市民意見

### 2 武蔵野市バリアフリー基本構想（答申案）

委員長：それでは、次第の1「市民意見」、次第の2「基本構想（答申案）」について、事務局から説明をお願いする。

#### <資料の説明>

事務局：

本日は、パブリックコメントで頂戴した市民意見をご紹介した上で、武蔵野市バリアフリー基本構想の答申案について、委員の皆様にご確認をいただきたい。また、あわせて、第3回の改定委員会において言及された今後の具体的な進捗管理方法のご説明もさせていただく。

市民意見については、昨年末の12月14日から28日までの2週間、パブリックコメントを実施した。市報むさしのに意見募集の記事を掲載し、吉祥寺・中央・武蔵境の市政センター、吉祥寺・中央・西部図書館、まちづくり推進課で素案を配付した結果、3通のご意見をいただいた。

資料1「答申案」の103ページをご覧いただきたい。ご意見を19の内容に要約した。そのうち具体的な整備に係る改善の要望が11件。うち7件は場所を特定することができる意見である。また、心のバリアフリーに関係するものは4件。基本構想の理念に係るものが2件。その他が2件である。簡単にご説明する。

まず、具体的な整備に係るものでは、都道114号線。この横断歩道接続部の勾配を改善してほしいというものや、井の頭公園の入口についてバリアフリー化を進めてほしい。ほかには、コミュニティセンターについて、長期的な展望のもとバリアフリー化の数字を示してほしい等の要望があった。また、改修されたアトレ吉祥寺の多機能トイレにある傾斜式鏡は、今現在、車いすの方にとっては利用しづらいということが意見として挙げられた。そのほかにも、伊勢丹からコピス吉祥寺になった際に、多機能トイレについて、機能が減ったのではないかなどのご指摘があった。

また、心のバリアフリーに関するものでは、コミュニケーションボードの検討があったが、それは早い時期から始められるのではないかなど、障害者への情報提供手段を充実してほしいという意見があった。また、心のバリアフリーの定義について、再度、整理が必要、施設の維持管理が適正に行われるためには、心のバリアフリーを踏まえた対策が必要といった意見もあった。

理念にかかわるものとして、事業の実施に際して現状を把握し、丁寧に検討することが、事業に携わる我々がバリアフリーの理念を再確認する機会であり、それがスパイラルアップではないのか、バリアフリーは努力義務が多いけれども、温情的な施策ではなくて、基本的な権利として認識をしてほしいというご意見があった。

その他事業を計画するに際しては、高齢者、障害者等のニーズを把握し反映することが重要であることや、そういったことで事業者の見識を高めてほしいというご意見もいただいている。

これらのいただいたご意見については、施設設置管理者及び庁内の関係課と協力し、対応の検討を行った。可能な内容については、基本構想に反映している。反映された内容については、次第の2でご説明する。また、これら市民意見の全文については、参考資料の1として添付しているので、ご確認いただきたい。

続いて、次第の2「武蔵野市バリアフリー基本構想（答申案）」についてご説明させていただきます。資料1、「答申案」、資料2、「主な本編修正箇所一覧」をご覧いただきたい。

資料2については、昨年12月に開催された第3回改定委員会以降の主な修正箇所を取りまとめたものである。修正は第3回改定委員会での委員のご意見やパブリックコ

メントのご意見、または関係する課で構成されている庁内検討会議等のご意見を踏まえて修正を加えたものである。この2つの資料を用いて変更箇所の説明を行う。

初めに、答申案の11ページ左下をご覧ください。ここは、本市のバリアフリーに係る基本的な方針を記載する章である。本構想では、全市的な視点から、重点整備地区というものにとらわれない事業内容を記載している。例えば、心のバリアフリーや公共サイン、既存公共施設のバリアフリー化等が重点整備地区内に収まらないという考え方であるので、その1つ前のページに、重点整備地区内のバリアフリー化の推進という内容を記載している。それと対になる考え方として、重点整備地区だけではない全市的なバリアフリー化等の推進を追記した。

次いで13ページをご覧ください。ここは特定事業者の種類ごとに方針を記載する章である。左上の下線で示す箇所については、これまで、平成24年度にバリアフリー化が完了する見込みという書き方がされていたが、バリアフリー化は完了するものではなくて、今後も継続的な発展とスパイラルアップが働いていくものと考えられている。そこで、表記の内容を「完了」という表記ではなく、「旧基本構想に基づく特定事業が完了する見込み」と書き改めさせていただいた。こういった内容の修正は幾つかしているが、説明は省略させていただく。

同じ13ページ左下の部分。下線で示すバス事業者に係る方針について、「情報提供・交通案内については、市や事業者間の連携のもと、駅前広場のような交通結節点を中心に、配置の見直しやデザイン・仕様の統一化を図る」を追記した。これは、第3回改定委員会にご欠席された副委員長から後日いただいたご意見で、バス事業者について、特に案内等については事業者連携で統一したものとして考えていくことを前面に出すことが必要ではないかといったご意見を受けて追記させていただいたものである。

続いて、18ページをご覧ください。ここは、心のバリアフリーについて記載する章である。従前は心のバリアフリーの3つの要素である、理解・促進、移動や利用を妨げない、移動や利用の手助けという3つに対してそれぞれ事業内容を別々の表で記載していたが、読み手の理解のしやすさを考慮し、右下の1つの表にすべてまとめた。加えて、表の中にあるコミュニケーションボードの設置の検討やバリアフリーマップの改訂版の発行については、パブリックコメントのご意見を踏まえて、担当課と調整の上、事業の時期を前期に修正した。

また、第3回改定委員会では、委員より、特定事業に記載されている心のバリアフリーが整理されていないといったご指摘を受けた。同様のご意見をパブリックコメントでもいただいている。確かに本構想では高齢者、障害者等の理解の促進というのがこれまでの心のバリアフリーの大前提の考え方だが、移動や利用を妨げないことや、移動や施設の利用を手助けするということも、心のバリアフリーとして本構想では整理している。そういったことから従前のソフト事業と心のバリアフリーの違いが不明確になっていた。そこで心のバリアフリーに関する特定事業を改めて整理した。28ペ

ページをご覧いただきたい。

吉祥寺駅（JR）の特定事業の中の中央、「案内」の「筆談用具の設置を示す案内を掲示します」は従前、心のバリアフリーに分類されていた。この表記の場合は、筆談用具は既に駅には設置されており、物理的に設置を示すマークを示すという事業であるため、分類を案内に変更した。一方、他のページでは、筆談用具を新たに設置するという表記がされているところもある。そういった場合は、利用の手助けが新たに発生するため、心のバリアフリーに分類をすることとした。つまり、人的な支援や注意、啓発に係るものに限り心のバリアフリーとして扱い、心のバリアフリーの推進に伴うハード整備だけのものは、その他の分類に移動させるという整理をした。

続いて 37 ページをご覧いただきたい。

ちなみに 37 ページの、吉祥寺南町コミュニティセンターの中にある「案内」というところも、従前は心のバリアフリーに入っていたが、これは手話のできる窓口担当者は既に居るが、そのことを案内はしていないということなので、案内だけを示す事業として心のバリアフリーから案内に移すという修正を行った。

その下の「しくみ」については、「障害者等に配慮した予約方法を検討します」という内容を書いていたが、その内容を「誰にでも利用しやすい予約方法を検討します」という内容に修正した。これは、第 3 回改定委員会で委員より、障害者等に特別な予約方法を検討するのではなくて、誰にでも公平な予約方法を考えてほしいというご意見があり、それを反映し、誰にでも利用しやすいという内容に修正した。

29 ページをご覧いただきたい。2) の「特定車両等のバリアフリー化」の「移動等円滑化に関する事項」という中に、市や事業者の連携についての内容を追記した。これも先日、副委員長からいただいた、バス事業者について事業者連携の姿勢を全面に出すことが必要というご意見を踏まえて、連携のもとという内容を追記したものである。

32 ページをご覧いただきたい。3) 「道路のバリアフリー化」①番都道 114 号線、吉祥寺通りは後期の事業に位置付けられたものを前期に移動させて、内容も、「横断歩道接続部の勾配改善を検討します」と、もう少し具体的な内容に修正した。これもパブリックコメントでのご指摘を踏まえて調整を行った。

また、その下に「適切な維持管理に努めます」という言葉があるが、道路事業については、これまで旧基本構想で位置付けられていた路線のうち、整備済みの路線については「整備済み」という記載をしていたが、これもスパイラルアップという観点から、「適切な維持管理に努めます」という記載に修正した。

34 ページをご覧いただきたい。バリアフリー新法では道路特定事業は道路法による道路という定めになっているため、都道及び市道、つまり道路法上の道路と私道の区分を別にし、新たに 34 ページに「道路（私道）」という表を設けた。本市が管理する私道については、道路特定事業に準じて事業内容を定めるものという整理をさせてい

ただいた。なお、これにより事業内容に優劣が付くだとか内容が変わったのものではなく、あくまで法律の内容と表現の整合を図ったという修正である。

続いて、45 ページをご覧ください。

左上の下線が引いているところだが、本構想では、これについて生活関連施設間の徒歩での移動を支援するために、経路沿いの都市公園を移動等支援施設という名前で生活関連施設に位置付けている。これは本市独自の考え方であり、第3回改定委員会において委員からご意見が出たので、その内容についてははっきりと記載した。

続いて、78 ページ「3. 進捗状況の把握及び評価」については、次第の3で別途説明する。

79 ページ「4. 武蔵野市第五期基本構想・長期計画に基づく個別計画の連携」という箇所をご覧ください。

従前は、バリアフリー基本構想で定められた事業の内容を市の最上位計画である基本構想・長期計画に反映することで実効性を担保していく内容であった。しかしながら、実効性を担保するためにバリアフリー基本構想を長期計画に事業内容として位置付けるという解釈は、本構想の位置付けの考え方とはあまり一致しないのではないかと考え、基本構想と長期計画の整合のもと、本構想で示されたバリアフリー方針を関係するほかの個別計画に反映させるとともに、連動した事業展開を図ることで効果的な事業を推進していく内容に更新した。

同じく79ページの、「5. 国や関係自治体との連携」についても第3回委員会以降、副委員長から、鉄道事業者の特定事業について、自社路線の案内の充実等も言及しておく必要があるのではないかとのご意見をいただいた。

このことについては、特定事業を作成するに際し、各鉄道事業者と少し調整させていただいた経緯があったが、全国的に統一されたシステムであり、地域で定める基本構想の中で特定事業としてすぐに反映をすることは難しく、当然、事業者としては、より見やすいものに変えてはいくけれども、個別具体的に位置付けることは難しいとのご意見を頂戴した。

このような、これまでの調整の経緯も踏まえ、公共交通機関における事業等が武蔵野市の中だけで完結しない広域的な視点で解決する課題も多くあることを追記した。また、このような広域的な課題を解決するためには、国は、高齢者、障害者をはじめ誰もが社会の担い手として役割を持つ国づくりを目指し、全国的な視点から、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化に必要な施策を推進する責務があるという内容と、また、市もその国の施策に準じて必要な措置を講ずる努めがあることを書くとともに、国や関係自治体と連携し、課題の解決に取り組む旨を記載することとした。また、多様な主体との連携にあたり、常にバリアフリー化の推進に配慮することで、民間団体や地域、家庭など国民一人一人の参加意識を醸成し、社会全体のバリアフリー化の推進に貢献していく内容を時点修正として追記している。

84 ページをご覧いただきたい。

従前はここで終わっていたが、参考資料として、改定委員会の要綱、市民参加の様子、関係会議の状況、前年度に実施した市民意向調査の結果、パブリックコメントの結果、バリアフリー新法の抜粋、用語集を追加した。

その他、表現の整合や誤植の修正等は多少あるが、説明は割愛させていただく。

説明は以上である。

#### <質疑応答>

委員長：この基本構想の中で対応したところは全体を通してざっと説明していただいたが、そのほか基本構想として対応できなかったところや、対応できなかったところに対してどういう形で今後対応してくかなどあれば教えてほしい。この資料で言うと 103 ページ以降のところ赤字になっているところだと思うが、そこから特徴的な箇所を教えてください。

事務局：例えば、アトレ吉祥寺については、新しく改修された多機能トイレの中に傾斜式鏡というものが付いている。この傾斜式鏡は、昔は車いすの方が近付けば、傾斜しているので足元が見えるということで広く用いられていたが、最近の考え方では、傾斜式の鏡は使わないで、なるべく全身が映る大きな鏡を使うことになっている。アトレ吉祥寺と調整をしたところ、出来たばかりの施設ということもあり、すぐそれを壊して改善するという事は難しが、今後、機会があったときには、直していきたいということで事業内容に反映させている。

また、このような基本的な考え方というのは、設計だとか施設をつくる別の部署の人たちが考えて設置しているというところもあるため、意見についてはアトレの担当者の方が本社に連絡をして、今後、アトレがほかの駅にそういう施設をつくる際には、傾斜式鏡を採用しないようにしたいとのお話もいただいている。

ほかに、例えばムーバスの車いすの対応のご意見等もあったが、バスの大きさからなかなか難しいということもあり、そういったことについては参考にしますという内容になっている。なかなか対応が難しいご意見も幾つかあった。

委員：今の事務局の説明を補足すると、市として受け止められるものは受け止めるということではあるが、この基本構想に書くべき内容かどうかというところで、振り分けが出てくるということである。

委員長：それがパブリックコメントで意見を寄せていただいた市民の方にしっかり説明ができていればいいと思う。いただいた意見に対して市としての対応、基本構想に盛り込めるもの、あるいは、市全体のこういう行政の仕組みの中で対応していくようなものというのは、何らかの形でフィードバックはされるのか。

事務局：はい。

委員：79 ページの4について、長期計画と個別計画とこの基本構想の関係性をもう一回教えていただきたい。この前の記述は長期計画のほうに盛り込んでもらうというこ

とであったが、それが変更になっているのか。ここは「連携」という表現をされているが、それぞれ長期計画と基本構想、あるいはそのほかの個別計画はどういう位置付けなのか。

事務局：前回の記述の仕方は、かなり踏み込んだというか、ちょっと露骨な書き方をしていたところがあった。このような特定事業も含めて、やることに対して長期計画そのものに位置付けて、担保していく形で表していたが、それはあまりにも庁内のシステムそのものを表し過ぎているところもある。今後の方向性として長期計画の位置付けそのものについても、このような形式をとることが難しいことも想定される。他にも住宅マスタープランあるいは福祉の計画等があり、それは個別の計画の中で事業体系というものを持っている。それを長期計画の中に段階的に移し込んでいくこともあるので、その中で長期計画がやるべき事項を計画としてちゃんと受け継ぎ、連携し、整合しているという形をとっていくという意味である。

委員：補足する。今、委員は長期計画の委員としての立場もあるのでご質問されたのだと思いますけれども、長期計画とこれが全然リンクしないということでは決していない。特に構想・長期計画となると、おのずと計画のレベルがあるため、そう細かいところまですべて書き込むわけにいかないということもある。バリアフリーに関する基本構想はあくまでもこれであり、ここで一定の位置付けを行い、この考え方そのものは、ぜひ第五期長期計画に記述をしてもらうということは、これからも庁内で連携をとってやっていきたい。個別事項になりますと、この基本構想とか、あるいはここで書いてあることについても、他の分野、例えば公園とか道路といった個別の事業計画の中でやっていかないといけない話もあり、それはそちらに委ねるなど、あくまでもレベルによって記述の仕方が少し異なってくることを前提に修正をしたというご理解をいただきたい。

委員：多分こちらの基本構想というのは、まちの段差をなくすとかそういう部分だけではなく、いろんなところに絡んでいるすごく連動性のある計画になると思う。なので、どういうふうに盛り込んでいくのかというのが私も分からないでいた。例えば、心のバリアフリーはパブリックコメントでも非常に関心が高かったと伺っているが、もう一回整理したい。心のバリアフリーでいろいろな教育とか啓発活動というのが入ってくるが、それはここに取り込むけれども、実際は福祉の計画の方ともつながっていくという理解でよろしいのか。

事務局：その通りである。

委員長：基本構想なりいろいろな分野の基本計画をつくる際に、うまく相互参照・相互連携できるような仕組みが必要になる。計画はあるけど、実際つくってみると抜け落ちているとか忘れられているということがないようにしていただければと考える。

副委員長：意見が2つほどある。29 ページ以降のところそれぞれバスの話があつて、最初ここに出てくる「正着」という言葉が、これはいわゆる業界用語であり、辞書では

載っていないが、用語集に記載されていたのでよかった。そのほか、今出てきた心のバリアフリーという中で、バス事業者のところについてはすべて、利用者への適切な接遇や車いす対応について継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行いますと書いてあるが、これは要するに、主語としては、それぞれの事業者が独自で取り組んでいくという方向で考えてよろしいか。

事務局：今のところはそういう解釈である。

副委員長：例えば、交通エコロジー・モビリティ財団では標準化したプログラムというものがあるようで、一部の事業者はそれを受けて利用しているが、一部事業者は、独自で研修をお願いしているというような形で、どうも事業者間に疎密が出てきているところがあるという話を以前聞いた。その辺りについて、これから実施していく上で、例えば関東バスは比較的いろいろなものを受けているけれども、例えば西武バスはそうとも限らないなど、その辺は個別の計画策定の具体的な実施の上でフォローいただきたい。

あと、本日の説明の対象外ではあるが、今の私の話とも少し関連していることで、83 ページに交通基本法の記述が出ているが、交通基本法の中では「移動権」という言葉は外れた。というのは、間もなく最終的な答申が出てくると思うが、日本で障害者の権利条約の批准ができていないうちに移動権というものを出すのはいかなものかという国土交通省内での意見があっただけではなく、移動権の保障イコール、山奥の最後の1軒までバスを回せば移動権の保障だというミスリーディングが非常に多く、現在の情勢には時期尚早ではないかという話になった。ただ、理念として、移動の品質をしっかりと確保していく政策に移行してくということは盛り込まれている。その移動の品質というのは、ただ、バスが走っていたり、鉄道が運行していたりするという話ではなく、それが生活の中で使えなければ駄目であり、つまり使える交通をつくっていく施策に移行していかなければいけないという理念は書かれることになった。間もなく報告書がホームページで公表されるかと思うが、それに即してこの辺りの記述を工夫していただきたい。

委員長：今度、市長に答申するまでには間に合いそうもないのか。

副委員長：間に合わない可能性がある。実は少し遅れている。

委員長：この辺の文言、言い回しについては副委員長にもご議論いただいて、検討してほしい。

副委員長：具体的な修正としては、この中の「一人ひとりが健康で文化的な移動権の保障」、多分この3行のところが書き変わってくるので、例えば、「(仮称)交通基本法の中では、これからも地域交通政策に関して利用者視点で考えていくこと。そして、交通サービスがすべての人に使えるものでなければならないという理念が位置付けられます」という程度の書き方にしておけばほぼ間違いはないのではと思う。

委員長：前半のご意見に対して、事務局で何かあるか。いろいろなバス事業者、心のバリ



アプリー研修を受けるにあたって、それこそ研修の質と量に差が生じる可能性があり、その辺は進捗管理等をするにあたってこの事業計画をフォローアップしておくかなければいけないというご意見である。

事務局：基本的にバリアフリー新法の中では、特定事業について事業者の定めるものになっているので、基本構想であるからといって強制することはできないが、せつかくこういうものをつくって国とか都とか関係自治体ともそれなりのコネクションを持っているので、特定事業をつくる際には、交通エコロジー・モビリティ財団でやっているような内容を、こちらから事業者のほうに積極的に提案していきたい。

委員長：ある特定のところがやっているトレーニングプログラムを推奨する形にはできないのではないかとも思う。

副委員長：ここの書き方はそれでいいが、具体的な事業の実施に向けて落とし込んでいくときには、なるべく事業者間で質に差が出ないようにするための工夫はしておく必要があると思う。

委員：例えば研修レベルについて、特定の利用者を推奨するような書き方ではなくて、標準化といった視点を入れることは可能か。

事務局：その程度の内容を書き足すのは可能である。また具体的な事業内容については特定事業者のほうから計画が来年度つくられるので、その際にはもう少し密に対応していきたい。

委員：13 ページの下のところ「デザイン・使用」と書いてあるが、「使用」という漢字はこれでいいのか。

事務局：誤植である。正しくは「仕様」である。

委員：大型施設、商業施設について市民の意見が出ているので、その対応をお聞きしようかと思ったが、その後調整済みであるということであったので問題ない。ただ、心配なのは、武蔵境駅についてどこまで市が把握しているか、または出来上がってしまった後の対応について、これを見るとあまりにも簡単な記載なので少し気になる。

委員：西武鉄道は既に新しい駅の中で対応しているが、今後JRも駅の中のことに入ってくるので、駅や自由通路、コンコース、また、広場の作りこみは今後、市としてやっていかなければいけない事業だ。その辺を含めて、駅の乗り継ぎだけではなくて、駅からバス・タクシーへの案内なども含めたサインを市としては交通事業者と一緒に検討していきたいと思っており、協議は進めるが、まだ具体の協議の場とかそういったところが既に始まっているということまではいっていない。実際の事業については異論のないような形で進めてまいりたいと思っている。

委員長：それでは、一度ここでこの議題を閉めて次の議題を行い、もし何かあったら戻るという形で進める。

### 3 進捗管理の方法

委員長：それでは、次第3、実際に事業を進めていく上で、進捗管理というかフォローアップというのが重要になってくると思うが、その辺について今後どういう形で実行していくか説明をお願いします。

#### <資料の説明>

事務局：次第3「進捗管理の方法」についてご説明をさせていただく。資料3「進捗管理方法の検討（案）」及び答申案78ページ、3「進捗状況の把握及び評価」の部分をご覧いただきたい。

まず、特定事業の進捗管理について説明する。

進捗管理については、原則として、各事業者で作成する特定事業計画の計画内容に基づいて、市が実施状況を把握することを想定している。特定事業計画は、基本構想の特定事業の記載内容をもとに各事業者が策定するが、策定に当たって事業者は、市や高齢者、障害者等関係者の意見を聞き、それらの意見が十分に反映されるように努めることとしている。

また、基本構想において、特定事業は、前期5年以内、後期6年から10年以内、展望期11年以上という形で目標年次を分けて示している。そのため、前期に位置付けた事業については平成23年度までに、後期、展望期に位置付けた事業につきましては平成28年度までに特定事業計画を策定することとしている。

特定事業計画にどのような内容を位置付けるのかということだが、1つとしては、年単位で示す事業の実施予定期間、具体的な事業の内容、実施箇所数、延長・実施箇所の位置図、その他事業実施に際し配慮する事項などについて、必要に応じて図面や写真を添付することを主に想定をしている。

この特定事業計画に基づき、原則として2年に1度、市のまちづくり推進課が特定事業者に照会をかけて進捗状況の把握を行っていくことを想定している。

具体的な実施期間については、平成23年度までに作成した前期計画に関しては、平成25年度に行うことを想定しており、平成28年度までに作成した後期の計画に関しては、平成30年度に進捗状況の把握を行うということを予定している。

また、特定事業は道路や建築物など大きな改修を伴うものが大半を占めているため、1年ではあまり変化が生じないということが考えられる。そのようなことから進捗状況の把握は今のところ原則2年に1度という形で想定している。

また、事業の進捗状況に応じ適切な段階で事業の実施状況について評価を行うため、市民を含む第三者期間である武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会（仮称）を設置することを考えている。

この委員会からの提言により特定事業が実施されないと認められるときは、市は各業者に事業の実施を要請することができるものとしている。

次に、評価見直しの実施について説明する。

計画の中間年にあたる平成 27 年度には、基本構想で位置付けた武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会（仮称）を活用し、市民参加による点検を含めた中間評価を実施する。この評価の結果や社会状況の変化等を踏まえ基本構想自体の見直しを検討するとともに、平成 28 年度までに後期特定事業計画を作成する。基本構想の最終評価については、目標年次である平成 32 年に実施する。最終評価に当たっては、事前にアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査などの基礎調査を実施した上で、武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会（仮称）を活用し、市民参加による点検を含めた評価を実施する。また、この評価をもとに、平成 33 年以降のバリアフリーに関する推進方針の検討をしていくこととしている。

次に、資料 3 の裏面をご覧ください。こちらでは、今後想定される管理スケジュールをお示ししている。時系列を追って主要な点を説明させていただく。

まず、平成 23 年度までに各業者が前期の特定事業計画を作成し、これを踏まえ各事業者が事業を推進していくことになる。その後、平成 25 年度に市が各特定事業の進捗状況の把握を行い、中間年に当たる平成 27 年度に中間評価、見直しを行う予定となっている。中間評価及び見直しに際しては、市民を含む第三者機関である武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会（仮称）の意見を聞くとともに、移動に制約のある方をはじめ広く市民の意見を聞きながら実施することとしている。その後、中間評価や進捗状況を踏まえ、平成 28 年度までに各事業者が後期の特定事業計画を作成し、平成 30 年度に市がこの後期計画に基づく特定事業の進捗状況の把握を行う予定である。そして、平成 31 年度から基礎調査、最終評価を行うとともに、必要に応じて次期のバリアフリー推進方針の策定に取り掛かるということを想定している。

#### <質疑応答>

委員長：今の説明に関して、何かご質問、ご意見があればお願いしたい。

副委員長：進捗管理・中間評価の実施について資料 3 に基づいて話す。3) の「進捗管理は、特定事業計画に基づき、2 年に一度、バリアフリー担当課が実施することとします」ということだが、日野市の場合は白書を作って管理している。例えば、特定事業計画単位でそれぞれ計画書にまとめ、バス停の正着や接遇教育等の事業に関して 2 年後には一体どういうものが行われているのかを次のページに書き、ファイルを足していくことで次の担当者にもつながるようにしている。それから、場合によっては市民にも状況を公表できるように工夫をしようということで今フォーマットを作っている最中である。実際に今年 1 回目の白書を発行するため今動いている。そのような白書の取りまとめの工夫など具体的に考えているのか。

事務局：進捗管理のペーパーやフォーマットなどのやり方というのはまだ具体的な詰めはしていないが、いずれにしても長期にわたって管理していくことになるため、何らかの形で職員の方も継続性を持たせなければいけないと思う。そういった工夫はしてい

きたいと考えている。

委員長：スパイラルアップの基本形としては、情報を継承していくというところがないと、またゼロからという話になるので、ぜひその辺の工夫をお願いしたい。過去もおそらく様々な自治体で取り組みはしていると思うし、普通の行政の仕事の中でもそういうことは当然やられていると思うので、その辺りを反映していただければと思う。

事務局：特定事業計画を作っていただく際に、その辺も含めて、出していただく様式については工夫していきたい。

委員：冒頭のところの説明で、高齢者の方や障害を持たれた方が、ご利用になる関係機関からの意見を求めるという話があったと思う。関係機関が把握をしている利用のしにくさとか移動のしにくさというものと、障害を持った人や家族が感じている利用のしにくさとか不便さというのは、必ずしもイコールではないので、もし関係機関からの意見を求めるのであれば、ご家族を含めた障害を持たれた方とか高齢者の方々からも意見を求めていただけるとよいのではないかと。

あともう1点は、3)のところでも市民参加による点検が中間評価のところに入っているが、何かイメージはあるのか。市民参加というのは割と便利な言葉で、入れておくとよいと思うが、実際、具体的にどういうふうにも市民参加を進めていくのか、また市民から出された意見をどういうふうに反映するのか、ただ聞き置くだけという市民参加もあるかもしれないが、その辺りについて、もし今の段階でイメージがあれば教えていただきたい。

事務局：基本構想の答申案の5ページを見ていただきたいが、一番上のところに、1)「旧基本構想の中間評価及び提言の実施」とある。これは平成15年に作成した基本構想の中間年に行ったもので、このときは学識経験者、関係団体代表、NPO活動団体、福祉活動者、公募市民などで構成された武蔵野市バリアフリー事業計画実施推進委員会というものを設け、まず事業者から、どういった内容を行ってきたかという報告をいただくとともに、皆様でまち歩き等を実施し点検を行った。その点検を踏まえた内容を中間評価及び提言という形で冊子にまとめて、事業者にお返しをし、後期事業につないだという経緯がある。可能であれば、同じような形で中間評価を実施していきたいと考えている。

委員長：このような進捗管理だけであると市民の声はどう反映されていくのかというところがちょっと見えづらいので、中間評価あるいは平成25年に市担当課で実施というところだけでいいのか、それにあわせて、実際に改善が進められたところであっても、何かしら新たな不具合というか、新たな問題や気付かなかった問題が秘められているかもしれないので、その辺をあわせてユーザーの声、利用者の声を聞く必要があるのではないかなと思う。何らかの形で実現していただければと思う。

事務局：進捗管理する上でユーザーの声をどう聞き取っていくかという話はまた検討していきたい。

委員長：先ほどの答申案を時間が経って改めて見て気が付いたところ、今日これが終わった後に、どうしてもここはというご意見が、メンバーあるいは今日欠席の委員の方から上がってくる可能性もなきにしもあらずかと思うが、何か期限を決めて意見をもらうような体制をとるか。それともこの場で答申案に向けて最終的な取りまとめをするのか。

事務局：25日に市への答申を予定しており、本日は18日金曜日であるので、土日を挟んで次の週という形になる。週明け早々にご意見をいただければ、その部分は検討させていただくが、原則本日の時点で大体この形ということをご確認いただければと思う。

委員長：了解した。本日欠席の委員の方にも、何か意見があればということはお伝えしてあるのか。

事務局：お伝えしてある。

委員長：資料1について、この場ではおそらく最終という形になると思うが、何かご意見があるか。

委員：あまり関係ないかもしれないが、鉄道駅のホームドアの設置というのは何か動きがあるのか。29ページには、ホームドアの設置の検討をしていくというような記述がある。最近では、視覚障害の方がホームに転落して亡くなったということもあったが、実はあの一件だけではなく、年間に何人もの視覚障害をお持ちの方がホームに落ちて亡くなっている。あの一件以来、非常に大きな動きがあらこちらの鉄道で起こっていると漏れ聞いているが、武蔵野市の3駅ではそういう設置の動きについて情報はあるか。

事務局：まだ具体の動きは上がってきていないのが実態である。ただ、国土交通大臣が変わり、事情聴取をしたという社会的な動きがある中で、鉄道事業者のほうも対応できるところはしていくということだと思うが、財源の問題があると思う。特に全国的な広がりを持つ鉄道事業者については負担増になるので、そういう部分での仕分け、役割分担というのがまだ確立されていないのが実態である。そういう意味で79ページでその辺のところを若干触れており、鉄道駅におけるホームからの転落防止対策推進や室内サインの充実、バスの乗降システム統一化など、広域的、複合的な検討が必要であると記載した。現時点ではなかなか核心に触れた言及ができないので、こういった書き方をさせていただいた。

委員長：ちなみに、この間、転落事故が起こった目白駅では、点字ブロック、警告ブロックの改修が行われており、以前のものよりは触知がしやすく、内側にラインが1本入っていて方向を見失わないような形のものに早速取り掛かっている。ホームドア、ホーム柵になると、技術的な問題、お金の問題、ホームの構造上の問題といろいろあるが、そういった対応は、おそらく各事業者はそれほど難しくなくできると、目白駅の状況を見ていると思うので、今後はそういう方向に進むのではないかと考えている。

委員：そういう場合の費用負担は、全額事業者なのか。市も何かしら払わなければいけな

いのか。

事務局：目白駅のケースでは、転落事故が起きたときは旧ブロックが設置されていたということで、新型に今切り替えているようである。把握し切れていないが、確かJR三鷹駅は新型の対応はできていると聞いている。

副委員長：その通りである。地下鉄や古い駅が難しいらしく、ホーム柵を付けると加重に耐え切れないホームがあると聞いている。京王線新宿駅でも導入し、吉祥寺駅は今工事しているため、それに対応するようなことというのは吉祥寺駅辺りは多分早く起きるし、中央線も今、高架化し駅を新しくしているため、武蔵野市内に関しては割と対応が早いと思われる。

その財源については、生活交通サバイバル戦略の中にホームドアという言葉は書いていないが、3分の1補助が出てくる可能性はある。ただ、事業者が3分の2負担とか、残りの部分を市がどういうふうに負担するのかという問題もあると思うが、この辺はまだ要綱が決まっていない。政治的な要因などもあるが、そういう新しい支援制度の中に入ってくることは確実視されてくるため、その辺りをうまく活用しながら進捗させていくという方向になるのではないかと思う。

#### 4 今後の予定

委員長：本日いただいたご意見に対しては、最終案に向けてどういう形で作業を進めていくのかということを含めて、今後の予定をご説明いただきたい。

事務局：今後の予定をご説明させていただく。資料4の「改定のスケジュール」の資料をご覧ください。

本日2月18日の第4回改定委員会が委員会最終回となる。本日いただいたご意見を踏まえ、2月25日金曜日、午前11時より市役所市長公室において、改定委員会から市長への答申を行う予定である。答申には、委員会を代表し、佐藤委員長、吉田副委員長、檜山委員にご出席をいただく予定である。また、3月9日市議会建設委員会においてバリアフリー基本構想の改定について報告し、その後、基本構想の冊子の製本等の準備を行い、3月の後半に改定を行う予定だ。

#### 閉会

委員長：来週、市長答申をして改定作業が終了という形になろうかと思う。この資料に基づくと、早いもので、昨年の5月に第1回改定委員会があつてから4回の改定委員会を実施した。また今後、進捗会議等で皆さんにもかかわっていただかなければいけないところも出てこようかと思うが、今後ともよろしくお願ひしたい。

それでは、最後に、事務局を代表して恩田都市整備部参事よりごあいさつをお願い

する。

事務局：1回目が5月21日に開催されて、計4回の改定委員会中で活発なご意見をいただき、大変感謝している。基本構想はこういう形でまとめたが、これから実際に特定事業を事業者の方でやっていくことが大切になってくるため、そういう部分においては、今後とも続いていくということである。その辺は慎重に対応していきたいと思う。

委員長：それでは、本日の議事はこれで終了する。傍聴の方はここでご退席をいただく。ほかに事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局：ご案内のとおり、市長答申を2月25日金曜日、午前11時から行う予定である。

また、本日の議事録については、議事録案を委員の皆様へ送付するので、ご確認をお願いしたい。

委員長：第4回武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会を閉会する。